

交渉状況

従業員側代表東京鉄工組合 理事 原房一 今執行委員 藤村 隆外
 三名 八本月九日午後一時四十分 菅下町 新正平河町五ノ二 会社
 ノ時計組立部 待室ニ於テ 会社側代表 金子常務 但立部 出村
 天野 國三 郎 及 顧問 舟渡 士 小林 保 始等ト 会見シテ 引續キ 要求 申
 出ニ 對スル 交渉ヲ 開始セラルカ 金子 常務 引リ 諸君ノ 提出セル 要
 求書ニ 對レテ 豫メシ 外 座 營業所ニ 於テ 提出セル 通ナルモ 諸君
 於テ ハ 絶対ニ 譲歩セサルモノト 認メラル、以テ 会 面 面 答
 案ヲ 作成セリトテ 別紙 面 答書ヲ 手交セルニ 原房一ハ 該 要求書
 従業員ノ 面 答セリトノ 要求ナレシ以テ 本日ハ 相互ニ 感情
 遊ケ 親睦的ニ 進メラレ度ノト 前 提シテ 最低賃金ノ 制定 組合
 加入ノ 公認等ニ 付キ 交渉シタレモ 何等 進ムルコトナシ 更ニ 十一日
 午後二時ヨリ 最後ノ 会見ヲ 約シテ 一ト 先 會見シ了セリ

二 會社側

會社側ニ 於リテ ハ 十一日ノ 会見ノ 際 要求 全部ニ 拒絶スル一 今
 時ニ 時計組立部ノ 所 領シ 全 員 解雇シ 發表スル 際 ナル 如ク 且
 分 機ヲ 豫想シ 組立部 別用ニ 鉄 條 結シ 派ル 等 者ハ 準備ヲ 進メツ
 、下リ 本月 廿日 更ニ 振時 工 上 田ニ 次 サラ 工 川 候 勇ノ 両 方シ
 解雇スル 等 途 原ノ 態度ヲ 示シツ、下リ

三 従業員側

従業員側ニ 於リテ ハ 二十日 名 中 廿一 工 立 名 振時 工 十一名 八日
 下 免業シツ、下リ 十一日ノ 交渉ハ 尙 然 決裂スルモノト 見做シ
 罷業ヲ 決行スヘク 結束ヲ 図リツ、下リ

本及申(通) 依候也